

令和5年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 令和6年1月19日（金）

午前10時00分～

場 所 市民会館 36号室

1 議事日程

(1) 議事

- ・職員団体登録事項の変更について
- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

2 出席者

(1) 委 員	委 員 長	佐 藤 允
	委 員	杉 野 邦彦
(2) 事務職員	委 員	小 西 祐哉
	幹 事	阿 部 昌史
	事務職員	前 田 佑介
	事務職員	八 代 卓也
	事務職員	芳 賀 俊平

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

前田事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、右上に「資料1」とあります資料をご覧いただきたいと思います。

本件は、1月15日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これにつきまして、新役員の選出が民主的かつ公平に行われたものであり、地方公務員法第53条の趣旨に合致しているかを、ご審議いただくものであります。

資料には、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠

となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

資料1 ページの下段、下線部分になりますが、公平委員会の登録を受けた職員団体は、地方公務員法第53条第9項におきまして「その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」こととされております。

次に、資料の2 ページをご覧くださいと存じます。

中段の下線部分になりますが、職員団体の登録に関する条例第4条第1項におきまして、登録を受けた職員団体は、「その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」こととされており、同条第3項において、「役員の選挙については法の規定に基づいて決定されたことなどを証明する書類を添付しなければならない」こととされております。

また、第4項におきまして、記載事項の変更の届出に関しては、第3条の規定を準用するとされており、第3条では、届出があった場合、30日以内に登録の可否を職員団体に通知しなければならないこととされております。

3 ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、本年1月12日に行われ、変更年月日は、組合の持ち回り決議で承認された同年1月12日となります。

次に、内容であります。執行委員長は、新任となり、副執行委員長は、1人が再任、1人が新任となっております。書記長及び書記次長は、いずれも再任となり、執行委員は、5人のうち2人が再任で、3人が新任、監査委員は、1人が再任、1人が新任となっております。

次の4 ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が158人、投票者数が115人、投票率が72.8%となっております。

また、5 ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6 ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて質問等はございませんか。（なし）

それでは、事務局の説明のとおり、職員団体登録事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。（了）

ご異議がないようですので、変更登録することといたします。

事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「議事（2）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

八代事務職員 それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料２－２と記載している資料をご覧ください。

令和５年７月１日付けの組織改編の概要を記載しておりますので、今回の改正に関する変更概要をご説明申し上げます。

一番下の「健康福祉部子育て施策推進監及び子育て支援課参事（事業調整担当）の新設」であります。子どもに係る施策を積極的に推進するため、子育て施策推進監を新設し、部長職を１名配置して、こども家庭庁の設置に伴う制度改正や少子化対策等に適切に対応するとともに、子どもへの支援や子育て環境の充実を図り、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを一層進めます。

また、子育て支援課に事業調整担当参事を新設し、参事を１名配置して、子どもに係る施策の事業調整や組織体制の検討を行うとともに、次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け体制を強化するものであります。

次に、参考資料と記載している資料をご覧ください。

７月１日付けで、新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

今回の組織機構改編におきましては、新設する職のうち、上から２番目の子育て施策推進監を管理職に加えるほか、学校教育支援室学校教育課教職員係の再編に伴い、廃止する職の一番下の学校教育支援室学校教育課学校教育係主査（教職員担当）が、新設する職の一番下の学校教育支援室学校教育課教職員係長に変更されたことから、一部改正を行うものであります。

なお、その他の新設する職、廃止する職につきましては、改正を行う必要はないものであります。

参考資料の次ページ以降は、「組織機構改編図」の新旧対照表となっております。右側が令和５年７月１日現在の組織となっており、太枠、太字で表記したところが、今回変更となった部分であります。

資料２－１をご覧ください。

新設、廃止した管理職の改正内容につきまして、公布文の形式にしたものが、資料２－１に記載したものであります。

また、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、本改正による改正後の規則の規定は、令和５年７月１日から適用するものであります。

資料２－１の次ページ以降には、本規則の新旧対照表を添付しております。

なお、本規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて、確認等はないでしょうか。

杉野委員 第7次総合計画の期間の区切りは、年度としているのでしょうか

阿部幹事 年度を区切りとしております。

杉野委員 第6次総合計画の計画達成度は把握しているのでしょうか。

阿部幹事 第7次総合計画の策定に当たって、第6次総合計画の計画達成度を整理し、反映させております。

杉野委員 第7次総合計画の計画期間は、何年間を想定しているのでしょうか。

阿部幹事 10年間でございます。

委員長 他に質問はございませんか。（なし）

それでは、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認し、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」事務局案のとおり決してよろしいですか。（了）

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「報告事項 人事行政の運営等の状況の公表について」を議題といたします。

事務局から報告願います。

芳賀事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられております。

昨年12月に、令和4年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料3の20ページをご覧ください。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定により公平委員会は、業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求（不服申立て）の状況、苦情相談に関する処理の状況の3項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容につきましては、市のホームページに掲載されております。

なお、令和4年度の公平委員会の業務の状況につきましては、記載のとおり、3項目とも該当がございませんでした。

このほか、公平委員会に関係があるものとして、資料の12ページに、職員の分限及び懲戒処分の状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 報告を受けましたが、これについて、確認等はありませんか。

杉野委員 資料１２ページの心身の故障による休職者の人数は、ここ数年ではどのくらいいるのでしょうか。

芳賀事務職員 令和３年度は１７人、令和２年度は１２人、令和元年度は１３人でございます。

委員長 心身の故障による休職者が増えている要因は、分析されているのでしょうか。

前田事務職員 休職者に関する分析の有無について、公平委員会事務局においては、把握しておりません。

委員長 他に質問はありませんか。（なし）
それでは、以上で本件を終結いたします。
以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午前１０時１８分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委 員 ⑩

委 員 ⑩